基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十五年十一月二十二日を基準日と定め、同日午後六時現在の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を百株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

平成二十五年十一月七日

東京都千代田区三番町六番三号

SOLIZE株式会社

代表取締役　古河　建規

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十五年十一月二十三日を基準日と定め、同日午前九時現在の株主名簿上の株主をもって、平成二十五年十一月二十九日開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十五年十一月七日

東京都渋谷区神宮前一丁目二番一号

サイエンスワークス株式会社

代表取締役　吉岡　利記

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十五年十一月三十日を基準日と定め、同日午後五時現在の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を百株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

平成二十五年十一月七日

熊本市南区南高江一丁目一三番一号

ペンタ・システム株式会社

代表取締役　栗山　幸治

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である足立敏が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十五年十一月七日

神奈川県川崎市中原区小杉陣屋町一―一四―五―三F

フィクスターズ　インコーポレーテッド

日本における代表者　足立　敏

限定承認公告

本籍千葉県船橋市若松一丁目二八九〇番地、最後の住所千葉県成田市荒海一〇三九

被相続人　亡　齊藤　速人

右被相続人は平成二十五年三月十一日死亡し、その相続人は平成二十五年十月二十八日千葉家庭裁判所佐倉支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十一月七日

宮城県大崎市鳴子温泉字水沼三一番地

限定承認者　齊藤恵美子

限定承認公告

本籍愛媛県越智郡上島町弓削下弓削四九五番地、最後の住所愛媛県越智郡上島町弓削下弓削二三九番地

被相続人　亡　田窪　美賀

右被相続人は平成二十五年三月七日死亡し、その相続人は平成二十五年十月三十日松山家庭裁判所今治支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十一月七日

愛媛県今治市別宮町一丁目一番地八

相続財産管理人　田窪　千暖

法定代理人未成年後見人　長野　裕

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を四十二億二千八百万円減少し、二千二百万円とすることにいたしました。効力発生日は平成二十五年十二月十日であり、社員総会の決議は、平成二十五年十一月六日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は平成二十五年五月一日付官報の号外第九十二号六十一頁に掲載されています。

平成二十五年十一月七日

東京都千代田区神田神保町一丁目一一番地

さくら綜合事務所内

祇園開発特定目的会社

取締役　堀川　朋善

優先資本金の額の減少に係る事項の公告

当社は、平成二十五年十一月二十二日予定の取締役決定に先立ち、資産の流動化に関する法律第一一〇条第二項の規定により公告致します。

一、優先資本金の額の減少をする目的

優先資本金の額のうち、特定資産の減価償却費又は特定資産の売却により生じた余裕金（以下併せて「現金余裕金」という。）相当額を当社の資産流動化計画（以下「本計画」という。）に係る業務の終了前に償還するため。

二、優先資本金の額の減少をする要件

優先資本金の額の減少を行うための要件については、当社の現金余裕金の範囲内で、取締役が後記四の計算方法により優先資本金の額の減少を決定することを要件とする。

三、優先資本金の額の減少をする時期

当社の事業年度ごと及び特定資産を売却した場合に、実務上可能な限度において遅滞なく行う。

四、減少する各優先資本金の額又はその計算方法

優先資本金の額の減少額は、適用ある法令等において認められる優先資本金の額の減少額の上限額（以下「減資可能額」という。）を上限として、金五万円の整数倍の金額のうちで取締役が合理的に決定する金額（但し、後記八に定める金額と同額とする。）とする。

五、消却する優先出資の種類

全ての優先出資とする。

六、消却する優先出資の口数又はその計算方法

減資可能額を五万円で除し、その端数を切り捨てることにより得られる数（以下「減資消却可能総口数」という。）を上限として、取締役が合理的に決定する数（但し、後記七に定める買入総口数と同じ数とする。）とする。

七、消却の方法

優先出資一口につき金五万円での買入消却とする。

当社が各優先出資社員から買い入れる優先出資の口数（以下「個別買入口数」という。）は、かかる消却が行われる前の時点で当該優先出資社員の保有する優先出資の口数が当該時点における発行済優先出資の総口数に占める割合に応じて取締役が合理的に決定する口数とする。但し、全ての優先出資社員及び当社の間で別途合意した場合には、かかる合意に従うものとする。また、全ての優先出資社員の個別買入口数を合計した数（以下「買入総口数」という。）は、減資消却可能総口数を超えないものとする。

八、消却に要する金額又はその計算方法

買入総口数に対し、五万円を乗じて得られる金額とする。

九、各優先資本金の額の減少の対象となる優先出資の種類

全ての優先出資とする。

平成二十五年十一月七日

東京都千代田区丸の内二丁目二番三号

アクアシティインベストメント特定目的会社

取締役　飯森　賢二

取消公告

平成二十五年八月九日（号外第一七四号）掲載の合併公告及び決算公告（枠組）中、合併公告のみ取消します。

平成二十五年十一月七日

大阪市天王寺区石ケ辻町三番一三号

（甲）株式会社フォーティシステム

代表取締役　福山　高

大阪市天王寺区石ケ辻町七番一三号

（乙）株式会社フレスカ

代表取締役　福山　高

取消公告

平成二十五年二月二十日掲載の合併公告は取消します。

平成二十五年十一月七日

沖縄県島尻郡久米島町字宇江城二一七八番地の一

（甲）久米島海洋深層水開発株式会社

代表取締役　安里　一月

沖縄県島尻郡久米島町字真我里四一一番地の一

（乙）株式会社久米アイランド

代表取締役　山里　美裕

正誤

ページ	段	行	誤	正
四一		終りから一九	とされているもの又はその部分品として設計された	の、分品として設計された
〃	〃	〃	若しくは	及び当該ポンプの部分品として設計された
〃	〃	〃	〜一七	一八

（原稿誤り）

平成二十五年十月二十九日防衛省告示第二百号（アメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、共同使用が決定された件）

（印刷誤り）

九上	一〇	使用期間：	使用期間：：

平成二十五年十月三十一日掲載の大阪家庭裁判所に係る平成二十五年（家）第七〇八五六号相続財産管理人の選任中

（印刷誤り）

一四一	二八	毎日公告	毎日公告

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　十一月七日付第二四〇号六　四ページ●同日付政府調達第二〇九号　二ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局

電話　03（3587）4294

定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五二〇円）　本号一部一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）